

東林中学校における休校・登下校等の判断の目安

■特別警報 が発表された（大雨・暴風・大雪・暴風雪）

	特別警報が発表
登校時	学区が危険な状況と判断した場合、「休校」とします。
在校時	学区が危険な状況と判断した場合、授業を中止して「引き渡し」を行います。

■警報 が発表された（大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪）

	警報が発表
登校時	危険性がそれほど高くない場合は、安全に留意した上での通常登校とします。危険性が高い場合は、「登校時間の繰り下げ」または「休校」とします。
在校時	原則として、通常の下校時間まで授業を継続します。
下校時	危険性がそれほど高くない場合は、安全に留意した上での通常下校とします。危険性が高い場合は、「下校時間の繰り上げ」または「下校時間の繰り下げ」を行います。ただし、「下校時間の繰り下げ」を行ったまま日没時刻となった場合は、「引き渡し」を行います。

■避難指示・避難勧告 が発令された

	学校所在地（上鶴間8丁目近辺）に発令	学区の一部（東林地区、上鶴間地区）に発令
登校時	原則として「休校」とします。	避難指示・避難勧告の該当地域の生徒は、原則として安全を確保した上での通常登校とします。
在校時	原則として、授業を中止し、全生徒について、「引き渡し」を行います。	原則として、通常の下校時間まで授業を継続します。下校時間の時点で学区の一部に避難指示・避難勧告が発令されている場合は、該当地域の生徒は原則として引き渡しとします。該当地域以外の生徒は通常下校です。

■引き渡し中に避難指示・避難勧告が解除された

	引き渡し中に避難指示・避難勧告が解除
在校時	安全確保のうえ通常下校に移行します。ただし、下校時間が日没時刻以降となる場合は、「引き渡し」を行います。

発行：相模原市教育委員会、相模原市立東林中学校（令和4年5月）

相模原市立小・中学校

風水害時における学校の対応について

相模原市教育委員会

近年、台風に伴う土砂災害警戒情報の発表や避難勧告の発令等、これまで想定していた範囲を超えるような事態が発生しております。

これらの状況に対し、児童・生徒の安全を確保するための本市の市立小・中学校における基本的な対応について、保護者の方々に事前にご理解いただき、ご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

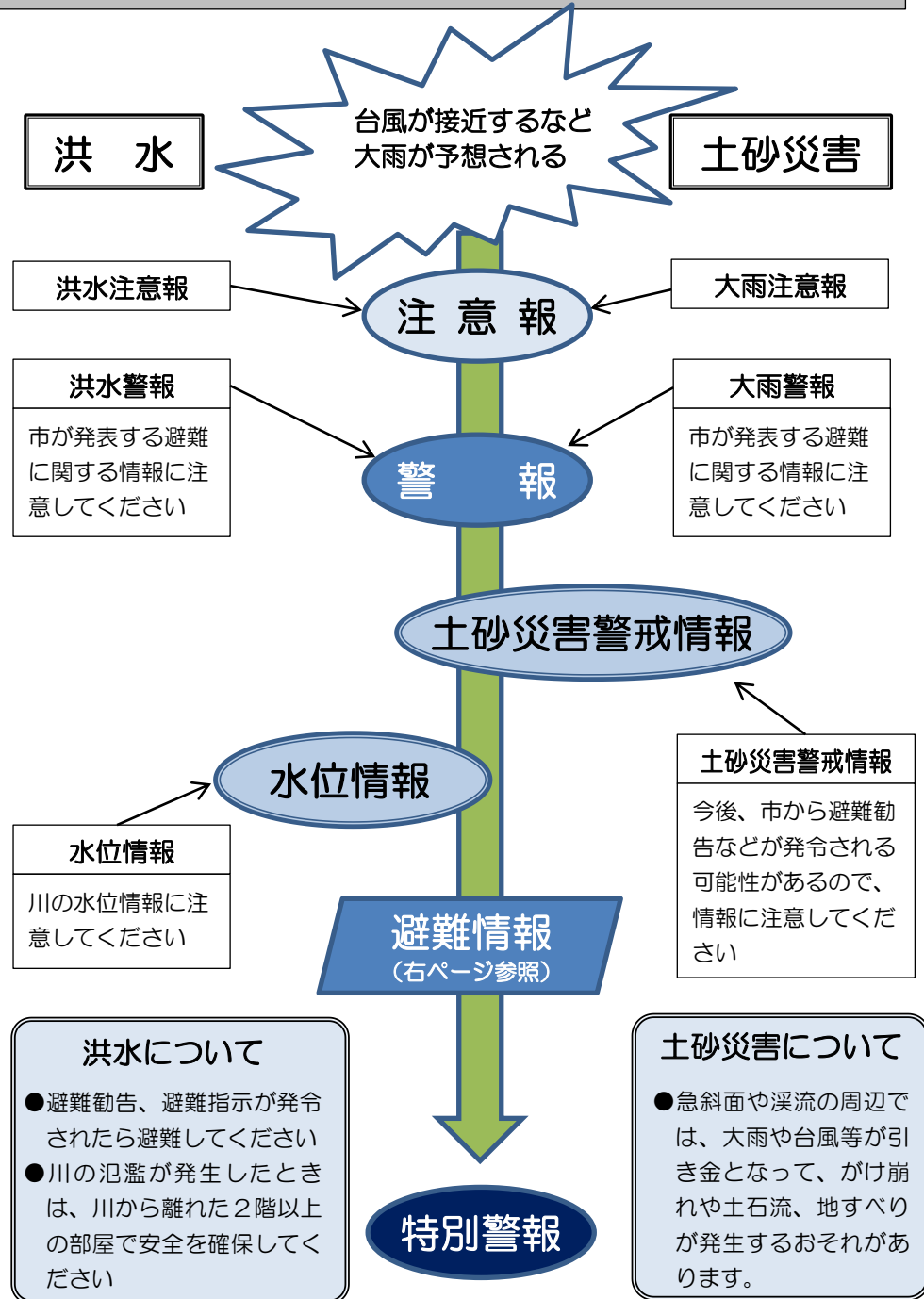
相模原市立小・中学校における基本的な対応

- ・風水害時に危険な状況が予想される場合、各小・中学校はそれぞれ休校や登下校時間の変更等の対応を行います。
- ・特別警報が発令されるなど、全市的に危険な状況であると判断した場合、全市一斉に休校等の対応を行います。
- ・学区内に避難勧告が発令もしくは想定外の危険性が切迫した場合、上記対応の他、保護者への「引き渡し」を行うことがあります。
※原則として「引き渡し」は、保護者もしくは事前に提出していただいている「代理人」の方に行います。児童・生徒のみの下校は行いません。
「引き渡し」が完了するまでは学校で一時保護をします。
- ・「引き渡し」等、特別な対応を行っている間は、学校への電話がかかりにくい状況が想定されますのでご了承ください。

東林中学校からのお知らせ

- ・風水害時の家庭への緊急連絡は、安全・安心メールでお知らせします。
（安全・安心メールに登録できないご家庭のみ電話連絡）
- ・引き渡しとなった場合、校庭への車の乗り入れはできません。
（木もれび級生徒の送迎車のみ可）

大雨・洪水に伴う気象情報や警戒情報など



土砂災害について

大雨警報が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まったときに、市が避難勧告等の発令を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市（地域）を特定して「土砂災害警戒情報」が発表されます。



土砂災害警戒情報が発表されている間は、土壌に含まれる雨量が一定割合を超えているため、がけ崩れや土石流、地すべりが発生しやすい状況です。たとえ雨が止み、天候が回復していても、土砂災害警戒情報が発令されている間は危険な状態が続いているため、天候だけで判断しないようにしてください。

避難情報について

